

## 預 金 口 座 振 替 規 定

### 1. 適用範囲

本規定は、当行と預金口座振替取引を行う場合に適用するものとします。

### 2. 預金口座振替契約等

- (1) お客さまが当行に口座振替を依頼した収納機関から当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払うこととします。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しなしで引落しを行います。
- (2) 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、お客さまに通知することなく、請求書を収納機関に返却します。
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、お客さまから当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

### 3. 免責事項

預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

### 4. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の他の規定により取扱います。

### 5. 規定の変更

この規定は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020 年 3 月 16 日現在